

五泉市 農地賃借料情報

令和7年2月

五泉市農業委員会

1. 田（水稻）の部（10a当り）

旧五泉地域

地区別	旧等級	主な適用地域	賃借料	平均額	最高額	最低額
五 泉	旧1級地	五泉・吉沢・三本木・太田・川瀬・五十嵐新田・土深・能代・二ツ柳・荻曾根・赤海(字善願を除く)	お 金	16,000 円	20,000 円	12,000 円
			物 納	1.13 俵	1.80 俵	0.80 俵
	旧2級地	赤海字善願	お 金			
			物 納			
菅 名 (旧五泉)	旧1級地	木越・今泉・町屋	お 金	14,700 円	20,000 円	12,400 円
			物 納	1.14 俵	2.00 俵	0.69 俵
新 関	旧1級地	船越・下条(字川向を除く)・田屋・猿橋・下新・羽下(字一本杉境・大島・四ヶ村境・地藏・十五間門・砂田・七十間・保田島・松川を除く)	お 金	20,000 円	20,000 円	20,000 円
			物 納	1.56 俵	2.00 俵	1.00 俵
	旧2級地	下条字川向・羽下字一本杉境・大島・四ヶ村境・地藏・十五間門・砂田・七十間・保田島・松川	お 金			
			物 納			
川 東	旧2級地	不動堂・柄沢・大蔵・菅出・中川新・赤羽・東四ツ屋・四ツ屋新・土堀・猿和田・大須郷・尾白・笹堀・小搦・小流・荻野島・小山田・小栗山・切畑・大谷・馬下	お 金	15,700 円	20,000 円	10,000 円
			物 納	1.18 俵	2.00 俵	0.76 俵
	旧3級地	佐取及び未整理地	お 金			
			物 納			
橋 田	旧1級地	橋田・大沢・尻上・西四ツ屋・丸田・石倉・小熊・山崎	お 金	16,300 円	18,000 円	9,774 円
			物 納	1.21 俵	2.00 俵	1.00 俵
	旧3級地	菅沢及び未整理地	お 金			
			物 納			
巢 本	旧2級地	論瀬・清瀬・高山・一本杉	お 金	15,400 円	20,000 円	13,000 円
			物 納	1.02 俵	1.50 俵	1.00 俵

※ 賃借実例がなかったもの、少なかったものについては、空欄になっています。
※ 年間の貸借の件数の少ないものについては、平均値の表示をしていません。
※ 特別な事情等で、著しく低額あるいは高額な一部のデータは取り除いてあります。
※ 賃借料を物納支給(水稻)している場合は、1俵当り60kgとしています。

2. 畑（普通畑）の部（10a当り）

※ 畑は、対象となる賃借データが少ないため、前回提供した 数値を記載しています

主な適用地域	賃借料	参考額
旧五泉地域 一律（畑については等級区分なし）	お 金	10,500 円

このデータは令和6年1月～12月までに契約された10a当りの賃借料を基にまとめた参考値です。

「貸し手」、「借り手」で十分に話し合って、賃借料をお決めください。

1. 田（水稻）の部(10a当り)

旧村松地域

地区別	旧等級	主な適用地域	賃借料	平均額	最高額	最低額
村松	旧1級地	小新保・城下・城跡・一本杉・山王前・諏訪通・茨塚・美郷(旧別所谷地)	お金	12,500 円	14,000 円	12,000 円
			物納	1.12 俵	2.09 俵	1.00 俵
	旧2級地	御堂入・放山・深沢・貉沢	お金			
			物納			
大蒲原	旧1級地	下大蒲原・牧・上野・寺田・南田中・青橋・中野橋・刈羽・笹野町・長橋・中名沢	お金	14,000 円	18,000 円	12,400 円
			物納	0.98 俵	1.50 俵	0.50 俵
	旧2級地	上大蒲原・高松	お金			
			物納	1.00 俵	1.00 俵	1.00 俵
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
十全	旧1級地	別所・大口・中島・安出・大原・蛭野・新屋・山谷	お金	17,200 円	20,000 円	14,000 円
			物納	1.01 俵	1.17 俵	1.00 俵
	旧2級地	下戸倉・上戸倉	お金			
			物納	0.99 俵	1.00 俵	0.90 俵
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
川内	旧1級地	矢津・下阿弥陀瀬・阿弥陀瀬・夏針・熊沢	お金			
			物納	1.22 俵	1.50 俵	1.00 俵
	旧2級地	川内・水戸野・土渕・暮坪・松野・横渡・笹目・小面谷・下杉川	お金			
			物納			
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
菅名 (旧村松)	旧1級地	千原・本田屋・宮野下・石曾根・東石曾根・熊野堂・木越荒屋・上木越	お金	12,500 円	18,000 円	12,000 円
			物納	1.08 俵	1.86 俵	1.00 俵
	旧2級地	上木越字金草	お金			
			物納			
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			

- ※ 賃借実例がなかったもの、少なかったものについては、空欄になっています。
 ※ 年間の貸借の件数の少ないものについては、平均値の表示をしていません。
 ※ 特別な事情等で、著しく低額あるいは高額な一部のデータは取り除いてあります。
 ※ 賃借料を物納支給(水稻)している場合は、1俵当り60kgとしています。

2. 畑（普通畑）の部(10a当り)

※ 畑は、対象となる賃借データが少ないため、前回提供した 数値を記載しています

主な適用地域	賃借料	参考額
旧村松地域 一律 (畑については等級区分なし)	お金	8,400 円